

喜多方市工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）に係る運用のお知らせ

本市発注工事において、最近の特定の資材の高騰を踏まえ、喜多方市工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）について、下記のとおり運用しておりますので、お知らせします。

1. 内容

「単品スライド」とは、喜多方市工事請負契約約款第 26 条第 5 項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

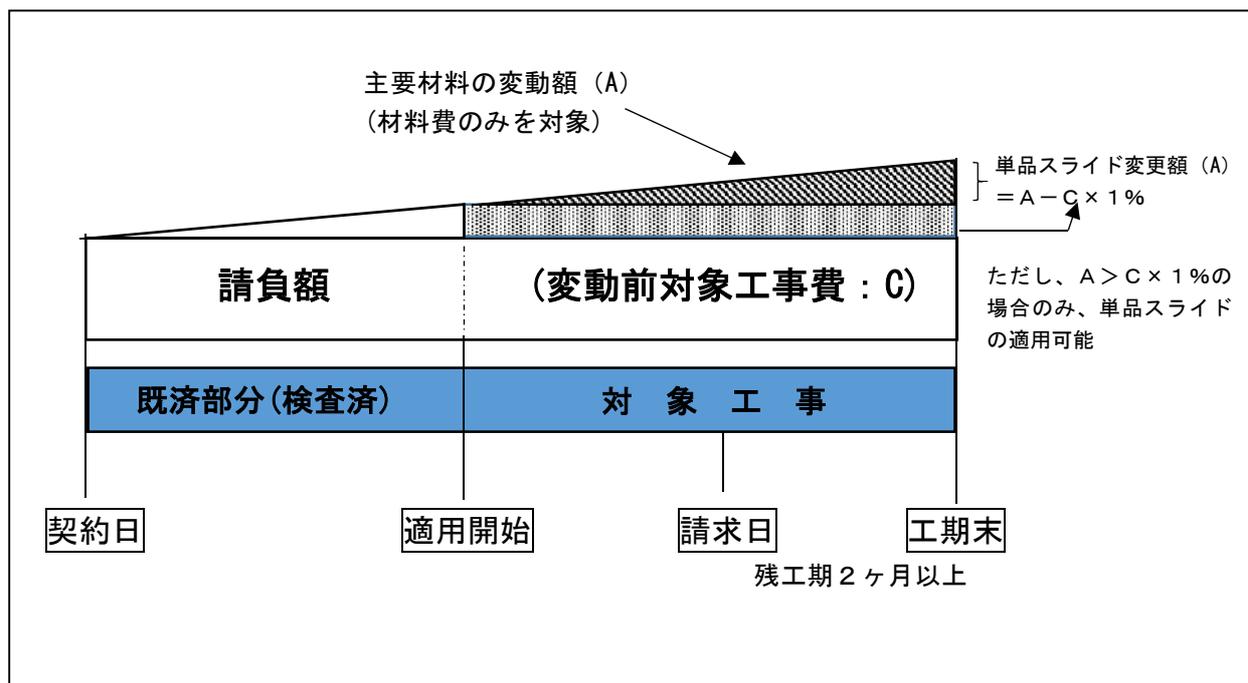
2. 運用について

(1) 条項適用の対象となる工事材料

鋼材類（鉄筋、鉄骨材等）、燃料油（ガソリン、軽油等）、その他主要な工事材料（アスファルト類、コンクリート類等）

(2) 請負代金額の変更の考え方

対象とする材料の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者から請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の 1% を超える額を発注者が負担します。



3 変更協議 受注者からの請負代金額の変更請求に基づき協議を行います。

《問い合わせ先》

喜多方市総務部 契約管理課 電話 0241-24-5279

※ 個別の工事にかかる適否については、各発注課となります。